

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

国民保護措置の実施に必要な組織・体制や関係機関の連携体制等に関する平素からの備えについて示す。

第1 市における組織・体制の整備

1 初動体制の整備

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(4) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部又は市緊急対処事態対策本部の本部長（以下「市対策本部長」という。）の代替職員については、以下のとおりとし、副本部長及び本部員については、その代替職員を定めておく。

第1順位 副市長

第2順位 教育長

第3順位 総務部長

2 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署等における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関等、その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町、指定公共機関等、その他の関係機関連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、E-mail等）について把握するとともに、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、避難方法や救援を行う場合の経路、運送手段、武力攻撃の状況等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

この場合において、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報提供を行う。

【参考：防災のための相互応援協定一覧】

協定名称	締結日	協定締結先
兵庫県自治体病院開設者協議会 災害初動時相互応援協力に関する協定	平成8年1月16日	神戸市、兵庫県、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加東市、相生市、赤穂市、神河町、たつの市、香美町、新温泉町、宍粟郡病院事務組合管理者、公立豊岡病院組合管理者、公立八鹿病院組合管理者
災害時相互応援協定	平成10年1月17日	姫路市
兵庫県水道災害相互応援に関する協定	平成10年3月16日	県下各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部、兵庫県簡易水道協会、兵庫県
兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	平成17年9月1日	県下各市町、県下各事務組合、兵庫県
義士親善友好都市間における災害応援対策活動の相互応援に関する協定	平成24年3月1日 (平成25年3月1日)	砂川市、一関市、笠間市、桜川市、大田原市、藤岡市、千代田区、港区、新宿区、墨田区、新発田市、諏訪市、西尾市、大津市、野洲市、相生市、豊岡市、赤穂市、篠山市、加東市、三次市、山鹿市
兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	平成18年11月1日	兵庫県、県下各市町
東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定	平成18年11月1日	明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加東市、多可町、稲美町、播磨町
播磨広域防災連携協定	平成24年8月30日 (平成26年4月22日)	姫路市、加古川市、たつの市、小野市、明石市、相生市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、宍粟市、加東市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町
災害時等の応援に関する申し合わせ	平成24年11月28日	国土交通省近畿地方整備局
播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書	平成25年5月31日	姫路市、加古川市、たつの市、小野市、相生市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、宍粟市、加東市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町 日本郵便株式会社

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

なお、消防応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報提供を行う。

【参考：消防相互応援協定一覧】 北はりま消防組合

協定名称	締結日	協定締結先
消防業務の相互応援に関する協定書	平成 19 年 3 月 30 日 (平成 23 年 4 月 1 日)	姫路市消防局
消防相互応援協定書	平成 23 年 6 月 3 日	加古川市消防本部
消防相互応援協定書	平成 23 年 5 月 31 日	三田市消防本部
消防相互応援協定書	平成 23 年 6 月 6 日	三木市消防本部
消防相互応援協定書	平成 23 年 5 月 13 日	小野市消防本部
消防相互応援協定書	平成 23 年 4 月 1 日	南但広域行政事務組合消防本部
消防相互応援協定書	平成 23 年 4 月 1 日	篠山市消防本部
消防相互応援協定書	平成 23 年 4 月 1 日	丹波市消防本部
中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定	平成 23 年 2 月 23 日	中国自動車道沿線市町、消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合
兵庫県広域消防相互応援協定	平成 19 年 6 月 29 日 (平成 25 年 10 月 23 日)	県下各市町、消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院（西脇市立西脇病院）、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に務める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

【参考：防災のための関係機関との協定一覧】

協定名称	締結日	協定締結先
災害時における応急食料等の確保に関する協定	平成7年12月27日	加西商工会議所
防災エキスパートの活用に関する協定	平成10年6月15日	財団法人兵庫県建設技術センター
災害時における加西市と加西市内郵便局との相互協力に関する覚書	平成13年1月17日	加西市内郵便局
災害時における市内新聞販売店との支援協力に関する協定	平成14年1月17日	市内各新聞販売店
緊急時における生活物資の確保に関する協定	平成15年4月14日	生活協同組合コープこうべ
緊急時における生活物資の供給協力に関する協定書	平成18年9月13日	イオン(株)西日本カンパニー
緊急時における生活物資の確保に関する協定	平成22年1月13日	マックスバリュ西日本(株)
災害時における応急対策業務に関する協定	平成24年6月5日	加西地区建設業協会
災害時における物資の供給に関する協定	平成23年9月13日	セツカートン(株)
災害時における応急対策業務に関する協定書	平成24年5月1日	加西市建設協会
災害時における相互協定に関する協定	平成24年5月8日	西日本高速道路株式会社関西支社福崎高速道路事務所
緊急時におけるバス輸送に関する協定書	平成24年7月27日	加西親栄自動車有限会社
災害時における緊急測量業務に関する協定書	平成24年8月10日	加西測量設計業協会
災害時における機能復旧対策業務応援に関する協定	平成24年12月25日	兵庫県電気工事工業組合社支部
災害時における応急対策業務応援に関する協定	平成25年7月12日	加西ダンプカー協会
災害時における支援協力に関する協定	平成27年4月14日	兵庫みらい農業協同組合協同組合(物資供給、情報提供、施設提供)
災害時における応援協力に関する協定	平成27年6月1日	フジ地中情報株式会社 所管：上下水道管理課
災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定	平成28年5月23日	社会福祉法人 加西市社会福祉協議会
災害時における物資提供等の協力に関する協定	平成28年7月25日	王子コンテナ株式会社兵庫工場
災害時における量の提供等に関する協定	平成28年9月8日	5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会
大規模災害時における被災者支援協力に関する協定書	平成28年10月1日	兵庫県行政書士会 播磨広域連携協議会として締結
災害時における支援協力に関する協定の締結について	平成29年4月28日	一般社団法人兵庫県LPガス協会東播支部

5 ボランティア団体等に対する支援 (法4-3)

(1) 自主防災組織に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

6 市民に期待される取組等

(1) 市民に期待される取組

迅速かつ的確に国民保護措置が実施されるよう、市民には、次のような取組が自主的、自発的に行われることが期待される。

① 住民及び自治会、婦人会等に期待される取組

ア 平素における取組

(ア) 各家庭において水及び食料を備蓄するとともに、医薬品や携帯ラジオ等の非常持ち出し品を準備しておく。

(イ) 怪我などに対する応急処置等に関する知識を身につける。

(ウ) 家族が離ればなれになったとき等に備えて、あらかじめ、連絡先や集合場所を決めておく。

(エ) 最寄りの避難施設とそこまでの経路を確認しておく。

イ 武力攻撃事態等における取組

(ア) 警報をはじめ、テレビ、ラジオ等により情報収集に努める。

(イ) 避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動する。

(ウ) 自治会、婦人会等は、市からの警報等の情報を連絡する。

(エ) 避難に当たっては、できる限り、自治会等の単位で行動する。

② 自主防災組織に期待される取組

ア 平素における取組

(ア) 情報伝達、消火、救助等の活動を行うための資機材を整備する。

(イ) 市と連携して、個人情報の取扱いに注意しつつ、地域の高齢者、障害者等の所在を把握して、警報等の伝達方法を定めておく。

(ウ) 地域における危険箇所を把握しておく。

(エ) 市や消防と連携して、訓練を実施する。

イ 武力攻撃事態等における取組

(ア) 市からの警報等の情報を住民に伝達する。

(イ) 地域の住民の安否確認を行う。

(ウ) 市や消防と連携して、避難住民を誘導する。

③ 事業所等に期待される取組

ア 平素における取組

(ア) 事業所内において水及び食料等を備蓄する。

(イ) 事業所内における危険箇所を把握する。

(ウ) 最寄りの避難施設とそこまでの経路を周知するとともに、事業所内における避難計画を定めておく。

(エ) 消防と連携して、事業所内における避難や消火の訓練を実施する。

イ 武力攻撃事態等における取組

(ア) 市からの警報等の情報を従業員や顧客等に伝達する。

(イ) 従業員により、顧客等の避難誘導を行う。

(ウ) 従業員等の安否確認を行う。

(エ) 避難に当たっては、できる限り、事業所等の単位で行動する。

(2) 市民との連携

① 住民との連携

市は、県の協力を得て、住民に対し、共助意識のある地域コミュニティが形成されるよう、自治会、婦人会等が行う地域における自主的な活動への支援に努める。

② 企業・団体との連携

市は、県の協力を得て、事業所等における防災対策への取組に対する支援に努めるとともに、民間企業が有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

また、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するためには、公共的団体の幅広い協力を得ることが重要であることから、市は、社会福祉協議会等の社会事業団体、農業協同組合等の経済団体等、災害救援活動を行うNPO法人等との連携に努める。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

(3) 情報通信機器等の活用

市は、的確かつ迅速に国民保護措置を実施するため、関係機関相互の情報収集、伝達等においては、全国瞬時警報システム(J-ALERT)や緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、フェニックス防災システムや兵庫衛星通信ネットワーク等を活用する。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・市民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図るものとする。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

(3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する

(4) 市民に対する情報伝達手段の整備

市は、市民に対する情報伝達手段として、広報車や携帯電話のメール機能を利用したかさい防災ネットのみならず、各自治会が保有する多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

(5) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(6) 国民保護に係る住民へのサイレンの周知

国民保護に係る住民へのサイレン音（平成17年7月6日付け消防運第17号国民保護運用室長通知「国民保護に係る警報のサイレンについて（通知）」）については、訓練や視聴放送等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(7) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の通知を受けたときに市長が迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について県との役割分担も考慮して定める。

(8) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう各種の取り組みを推進する。

その際、かかる事業者の取り組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の収集照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報報告書の様式により、原則として、安否情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】（令23-1・2、24-1）

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名(フリガナ)
- ② 出生の年月日
- ③ 男女の別
- ④ 住所
- ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る）
- ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る）
- ⑦ 居所
- ⑧ 負傷又は疾病の状況
- ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

2 死亡した住民（上記①～⑥に加えて）

- ⑩ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑪ 死体の所在

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）							
平成 年 月 日 時 分 加西市							
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域） (1) 発生日時 平成 年 月 日 (2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯度、東経度）							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
市名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を1人ずつ記入してください。

市名	年月日	性別	年齢	概況

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国・県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練等を実施する

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会、自主防災組織の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

- ④ 市は、住民に対し訓練への参加を要請する場合は、訓練の趣旨を事前に説明するとともに、訓練の時期、場所等は、住民が自発的に参加しやすいものとなるよう努める。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める。（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

・市の地図	・人口分布
・道路網のリスト	・公共交通機関の輸送力のリスト
・避難施設のリスト	・備蓄物資、調達可能物資のリスト
・生活関連等施設等のリスト	・関係機関の連絡先一覧、協定
・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧	・消防機関のリスト
・災害時要援護者名簿（避難行動要支援者名簿）	

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者（避難行動要支援者）への配慮

① 避難支援のプランの活用

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している災害時要援護者名簿（避難行動要支援者名簿）を活用しつつ、災害時要援護者（避難行動要支援者）の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な災害時要援護者（避難行動要支援者）の支援班を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

② 高齢者、障害者等の日常的把握

市は、自らが管理する病院及び社会福祉施設等における入院患者数及び入所者数を把握するとともに、民間が管理する病院等についても、関係団体の協力を得ながら、これらの把握に努める。

また、個人情報の取扱いに注意しつつ、民生委員・児童委員、訪問介護者、自主防災組織、ボランティア、自治会等の協力を得て、高齢者、障害者等の状況を把握し、コミュニティファイル等を作成しておくなど、地域コミュニティが一体となって武力攻撃事態等発生時に迅速な対応ができるよう、体制整備に努める。

③ 情報伝達方法の整備

市は、音声情報や文字情報など、高齢者、障害者等のニーズに応じた複数の情報伝達手段の整備や手話通訳者の確保に努める。

また、日本語の理解が十分でない外国人に対して、インターネット等を用いた外国語による情報伝達手段の確保に努める。

④ 緊急通報システムの整備

市は、高齢者、障害者等と消防本部の間に緊急通報システムを整備し、その周知に努めるとともに、福祉担当部局と消防本部との連携を図るなど、その的確な運用に努める。

⑤ 運送手段の確保等

市は、運送事業者や社会福祉施設等が保有する車両のうち、高齢者、障害者、傷病者等に配慮した機能を有するものを、あらかじめ把握する。

また、その保有するバス及び福祉用車両など、避難住民の運送に使用できる車両について定めておき、自ら避難することが困難な者の運送手段として優先的に利用する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

この場合において、自治会、事業所等の協力を得て、できる限り自治会等又は学校、事業所等を単位として避難住民の誘導を行うとともに、高齢者、障害者、乳幼児等自ら避難することが困難な者の避難方法について配慮する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 救援の活動内容

市は、県から救援の一部の事務を委任された場合や県の行う救援を補助する場合にかんがみて、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう、市が行う救援の活動内容について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ定めておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取り組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、県と連携して、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

○ 輸送力に関する情報

- ① 保有車輛等（鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等）の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

○ 輸送施設に関する情報

- ① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- ② 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
- ③ 港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）
- ④ 飛行場（飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など）
- ⑤ ヘリポート（ヘリポート名、滑走路長、管理者の連絡先など）

(2) 避難候補路の把握及び維持管理等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る避難候補路の情報を共有する。

また、道路管理者である市は、避難候補路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、武力攻撃災害発生時に被災した場合には、安全の確保に配慮した上で、迅速な復旧に努める。

(3) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用等

市は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について、その活用を図り航空輸送を確保する。

5 一時集合場所の選定

市は、あらかじめ、避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所を指定し、地域住民に周知する。

6 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供や施設管理者の同意の取得などについて県に協力するとともに、県が指定した避難施設に関する情報を、避難施設データベース等により共有し、県と連携して住民に周知する。

また、施設管理者である市は、当該施設が武力攻撃災害時にも最低限の機能を維持し、避難住民の生活や管理運営が確保できるよう、設備等の整備に配慮する。

7 医療体制の整備

市は、民間の医療機関を含むその区域における医療資源を把握し、救護所の設置、救護班の派遣、救護班の要請及び受け入れ、被災患者の受け入れ、医療機関相互の応援など、特に初動期の対応が迅速に行えるよう、平素から災害拠点病院、地域の基幹病院、医師会等との連携を図る。

8 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設】（法102-1）

次のいずれかに該当する施設であって、政令で定めるもの

- ① 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの（発電所、浄水施設等）
- ② その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（危険物質の貯蔵施設等）

【生活関連等施設の種類の種類及び所管省庁】（令27、28）

施行令	施設の種類の種類	所管省庁名	
27条1号	発電所（最大出力五万kw以上）、変電所（使用電力10万V以上）	経済産業省	
27条2号	ガス工作物（ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備に限り、簡易ガス事業用を除く）	経済産業省	
27条3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池（供給能力10万m ³ /1日以上）	厚生労働省	
27条4号	鉄道施設、軌道施設（平均利用者数10万人/1日以上）	国土交通省	
27条5号	電気通信事業用交換設備（電気通信回路、移動端末3万以上）	総務省	
27条6号	放送用無線設備（NHK等国内向けの放送局であって、地上にあるもののうち、中継局を除くいわゆる親局の無線整備）	総務省	
27条7号	水域施設、係留施設	国土交通省	
27条8号	滑走路等、旅客ターミナル、航空保安施設	国土交通省	
27条9号	ダム（土砂の流出を防止し、及び調節するため設けるダム及び基礎地盤から堤頂までの高さが15m未満のダムを除く）	国土交通省 農林水産省	
27条10号	28条1号	危険物の取扱所	総務省消防庁
	28条2号	毒物劇物営業者の取扱所、特定毒物研究者の取扱所、毒物劇物を業務上取り扱う者の取扱所	厚生労働省
	28条3号	火薬類の製造所、火薬庫	経済産業省
	28条4号	高压ガスの製造施設、貯蔵施設	経済産業省
	28条5号	核燃料物質使用施設、試験研究用原子炉、加工施設、実用原子力発電所、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設	原子力規制委員会
	28条6号	核原料物質使用施設、製錬施設	原子力規制委員会
	28条7号	放射性同位元素使用事業者の取扱所、表示付認証機器使用事業者の取扱所、放射性同位元素廃棄業者	原子力規制委員会
	28条8号	薬局、一般販売業の店舗、毒薬劇薬の製造業者等	厚生労働省 農林水産省
	28条9号	LNGタンク、発電機冷却用水素ボンベ、脱硝用アンモニアタンク	経済産業省
	28条10号	生物剤・毒素の取扱所	各省庁（主務大臣）
	28条11号	毒性物質の取扱所	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察との連携を図るものとする。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について定める。

1 市における備蓄（法142、145、146）

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【地域防災計画に定めている備蓄体制等】

1 食料

(1) 食料給与対象者

- ① 避難所に収容された者
- ② 住家が被害を受け炊事のできない者
- ③ 住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する者
(一時縁故先等へ避難する者は、3日分を支給)
- ④ 旅行者・滞在者・通勤通学者で他に食品を得る手段のない者
- ⑤ 災害応急対策活動従事者

(2) 調達方法

- ① 農林水産大臣届出米穀販売事業者、協定事業所より所要量を購入する。
- ② 災害の状況により必要と認めるときは、知事、農政事務所等に斡旋等の要請を行う。

(3) 備蓄

市内の米穀取扱事業者、協定事業所に協力の要請を行い、流通在庫を活用する。

(4) 各戸備蓄の奨励

災害時に備え、各家庭に3日分の食料を備蓄するよう奨励する。

2 生活必需物資

(1) 生活必需物資給与対象者

食料給与対象者（災害応急対策活動従事者を除く。）

(2) 調達方法

市内の事業者、協定事業所から調達

(3) 備蓄

市内の事業者、協定事業所の流通在庫を活用する。なお、毛布、ローソク、手拭、食器、洗面器、なべ、バケツ等の応急救助備蓄物資は順次備蓄する。

(4) 各戸備蓄の奨励

災害時に備え、各家庭に3日分の生活必需品を備蓄するよう奨励する。

3 応急給水

(1) 対象者

災害による飲料水の枯渇、汚染、給水施設の被害等により現に飲料水に適する水を得ることができない者

(2) 補給給水源の確保

市有飲料水兼用貯水槽を活用する。また、状況により、安全性留意し、受水槽、井戸水等を補給給水源として使用する。

(3) 各戸備蓄の奨励

災害時に備え、各家庭に 20ℓ～60ℓ程度の水を常備するよう奨励する。

(4) 給水所（拠点）の設定

給水所を設定し、給水車等による浄水の供給による拠点給水方式で行う。

(5) 給水基準

災害発生から3日以内は、1人1日3ℓ、10日目までには3～20ℓ、20日目までは20～100ℓを供給することを目標とし、それ以降はできる限り速やかに被災前の水準にまで回復することとする。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら地域住民への啓発を行う。

(3) 学校における啓発

市教育委員会は、県教育委員会とも連携しながら、市立学校において、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成など、これまでの防災教育の取組の成果等を踏まえ、啓発を行う。

2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民への周知を図る。

(2) 市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに市民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、市民に対し周知するよう努める。

(3) 市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

(4) 平日昼間に事態が発生した場合は、各事業所単位で適切な行動をとる必要があることから、市は、県と連携して各事業所等に対する啓発にも努める。